

II 計画編

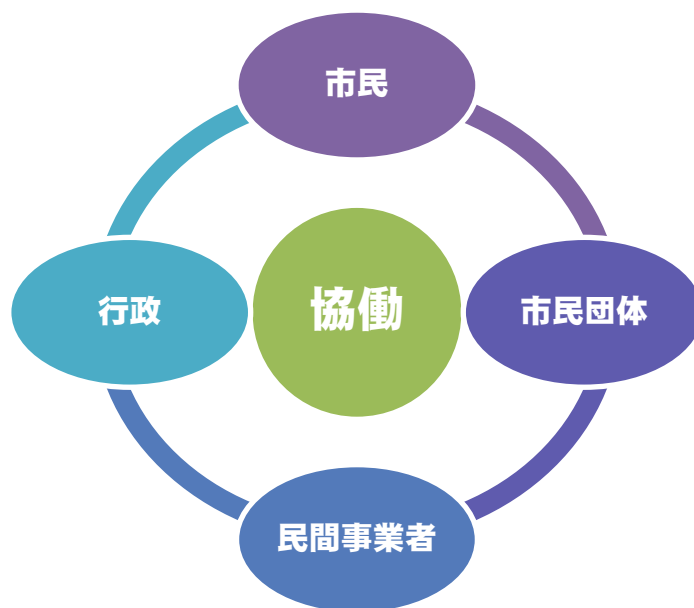
第7章 計画の実現に向けて

第7章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、多様な主体との協働を進めるとともに、計画の適切な進行管理を行います。

1 多様な主体との協働

本計画は、市民や市民団体、民間事業者、国や東京都、周辺自治体、庁内関係部署等、多様な主体との協働により、実現に向けて取り組みます。



多様な主体との協働

(1) 市民・市民団体との協働

みどり豊かな東村山市の将来像は、市民一人ひとりの行動と努力の積み重ねによって達成できるものです。その連携のあり方は、パートナーシップからさらに踏み込んだ「協働」であり、市民・市民団体との協働により、計画実現に向け取り組みます。

市民・市民団体の役割として、市民には、みどりとの関わりを深め、みどりのある暮らしを楽しむこと、また、豊かな自然の恵みを受けて、みどりを大切に思い、みどりを支える気持ちを育てていくことが望まれます。

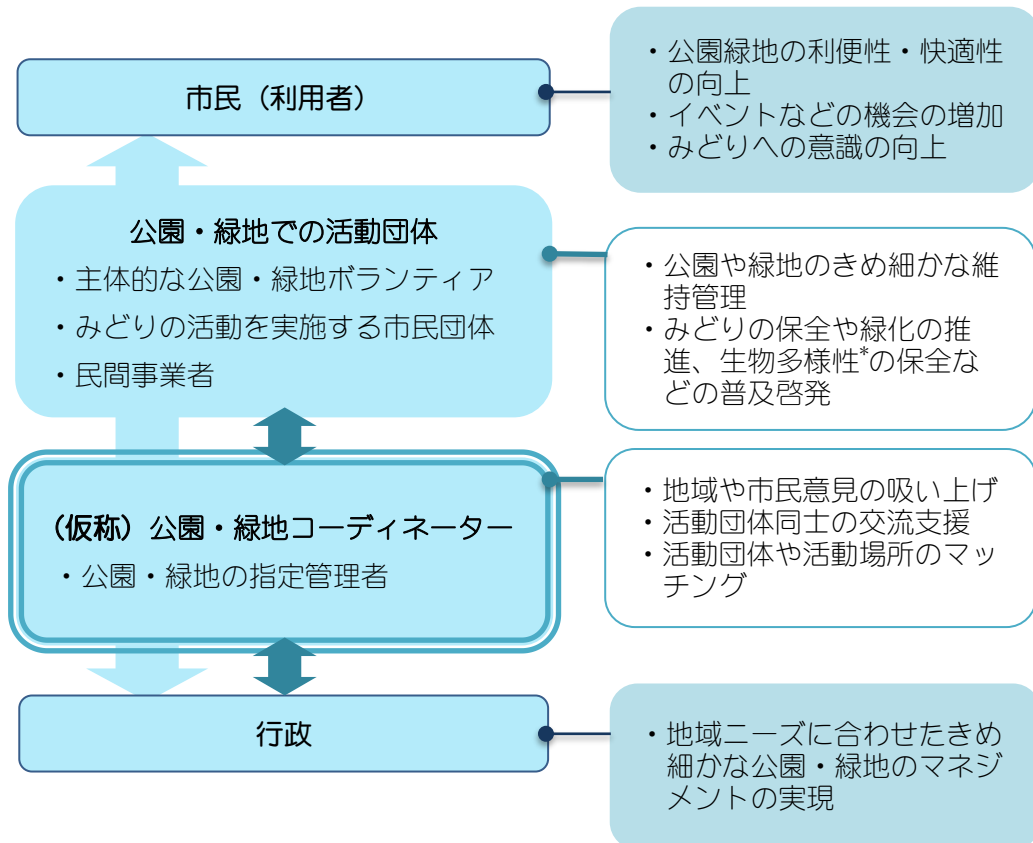
また、市民団体は、東村山市のみどりを守り・育てるため、様々な活動を実施してきました。市民団体には、みどりに対するこれまでの活動経験や専門的な知識を活用して、多くの市民がみどりとの関わりを深め、みどりのある暮らしを楽しむサポートをしていくことが望まれます。

そのため、市民や市民団体と行政が、お互いに連携し、みどりを守り・育てる活動を一体となって進めるため、次のような体制により取り組みます。

①市民協働体制1 公園・緑地コーディネーターの検討

市民や市民団体、民間事業者による緑地や公園における普及啓発活動、維持管理活動、また、団体相互の情報交換等を活性化するための（仮称）公園・緑地コーディネーターの導入を検討します。（仮称）公園・緑地コーディネーターは、公園・緑地への地域や市民ニーズの吸い上げや、活動場所・活動団体のマッチング、活動団体同士の交流支援など、市民や市民団体、民間事業者がそれぞれの力を発揮できるよう、それぞれの働きを結びつける組織として位置づけます。

導入の際は、市民協働を専門とするコーディネーターの配置が可能な、公園・緑地の指定管理者による運営を検討します。



（仮称）公園・緑地コーディネーター配置のイメージ

②市民協働体制2 公園や緑地の維持管理や活用の推進

■公園・緑地ボランティア制度の継続

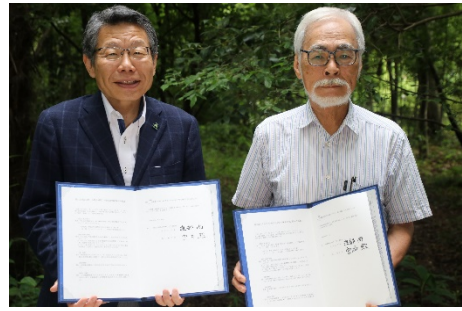
登録した個人・団体について、東村山市でボランティア保険に加入し、市内の公園・緑地の維持管理作業（清掃、低木剪定、花壇管理等）を行っていただいています。今後も、道具の貸し出し等の支援の拡大を検討し、市民と協働で行う公園・緑地の維持管理を継続します。



熊野公園での落ち葉掃き

■公園・緑地の維持管理・活用に関する協定の締結

恩多稲荷公園、熊野公園、淵の森緑地等で市民団体と維持管理についての協定を締結、また、北山公園においては、生物多様性*の保全についての協定を締結し、団体が主体的に行う維持管理・活用を支援しています。今後も地域の活動団体や事業者の意向を踏まえつつ、新たな協定の締結を検討します。



淵の森の会（代表：宮崎駿氏）との協定締結

(2) 民間事業者との協働

ライフスタイルや価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展、公共施設の更新問題など、多様化・高度化・複雑化する行政課題を解決し、良質で持続可能な市民サービスを提供していくためには、公民連携が不可欠です。公民連携とは、行政と民間が連携し、お互いの強みを生かすことにより、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

東村山市は、「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」に基づき、市内において活動をする個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、対等な関係で協働しながらまちづくりを進めています。また、市では、「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」を定めており、これに基づきみどりの分野でも公民連携を積極的に推進します。



Honda ウェルカムプラザ青山に飾られた北山公園の花菖蒲

(3) 行政の連携

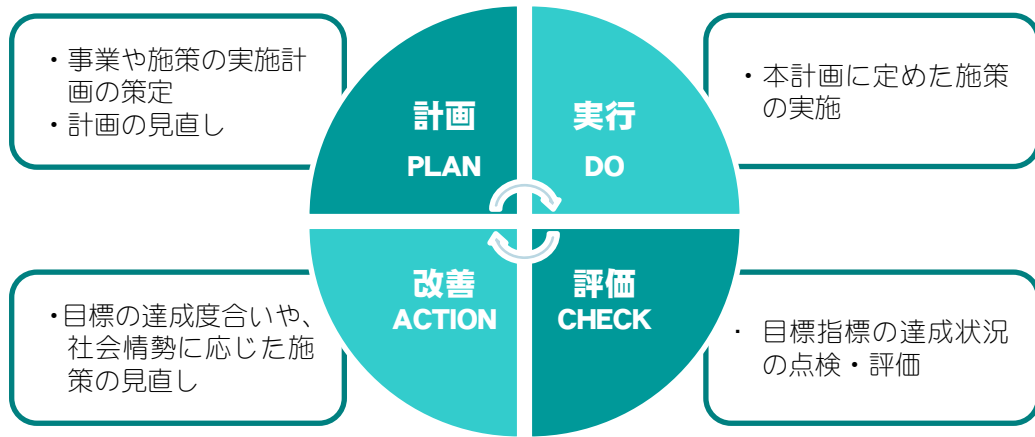
東村山市は、本計画の推進に努めるとともに、市民、市民団体、民間事業者等の活動を支援する体制や制度の整備に努めます。なお、本計画の推進にあたっては、東京都、周辺自治体、庁内関係部署との連携のもとで進めます。

2 計画の適切な進行管理

本計画の実現に向けて、適切な進行管理を実施していきます。

(1) 進行管理の考え方

本計画は、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。



PDCAによる進行管理の考え方

(2) 進行管理スケジュール

毎年度、目標指標の達成状況や各施策に基づく事業の実施状況を点検・評価し、東村山市緑化審議会へ報告、意見を伺いながら、計画の推進に反映していきます。また、達成状況の市ホームページでの公表や報告会の開催等を通じて、計画の進捗管理に市民意見を反映する仕組みを検討します。

また、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の改定や見直しを行います。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画の目標	→									目標 年次
目標指標等の点検・評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
市民への報告・意見交換会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
緑化審議会へ報告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
計画の見直し					★					

評価・検証スケジュール

■東村山市緑化審議会

東村山市緑化審議会は、「東村山市緑の保護と育成に関する条例」第24条に定められた組織です。市長の諮問に応じ、緑の保護と育成に関する重要な事項を調査及び審議するために設置され、緑の保護と育成に関する重要事項について、市長に意見を述べる事ができるとされています。本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況について、緑化審議会に定期的に報告し助言を得ます。